

○ 農地耕作条件改善事業交付金交付要綱（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2324 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（通則）</p> <p>第 1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、農地耕作条件改善事業交付金（以下「交付金」という。）の交付については、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、別表 1 に掲げる交付対象事業者（以下「交付対象事業者」という。）に交付金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>（交付の目的）</p> <p>第 2 交付金は、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、<u>地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の実現に向け、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行う。また、<u>畑作物を含めた高収益作物への転換を強力に推進し、スマート農業を推進するた</u>め、計画策定から営農定着に必要な取組を支援する。さらに、病害虫のまん延のおそれのある地域において、その予防やまん延防止に資する基盤整備を支援する。こうした対策等によって競争力の強化を図ることを目的とする。</u></p>	<p>（通則）</p> <p>第 1 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、農地耕作条件改善事業交付金（以下「交付金」という。）<u>及び農地耕作条件改善事業費（以下「補助金」という。）</u>の交付については、農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、別表 1 に掲げる交付対象事業者（以下「交付対象事業者」という。）に交付金を交付するものとし、その交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p>（交付の目的）</p> <p>第 2 交付金<u>及び補助金（以下「交付金等」という。）</u>は、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化の加速についての支援を行う。また、高収益作物への転換、<u>モデル的な産地形成又はスマート農業の推進を図る場合には、実質化された人・農地プランも活用し、</u>計画策定から営農定着に必要な取組を支援する。さらに、病害虫のまん延のおそれのある地域において、その予防やまん延防止に資する基盤整備を支援する。こうした対策等によって競争力の強化を図ることを目的とする。</p>

(交付の対象及び交付率)

第3 交付対象事業は、以下に掲げるとおりとし、交付対象事業に係る経費及びその交付率は、別表2の経費の欄及び交付率の欄に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(削る。)

(3)～(6) (略)

(削る。)

(単年度交付限度額)

第4 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = A + B \times \alpha$$

A：実施要綱第15に定める農地耕作条件改善計画（以下「計画」という。）に位置付けられた別表2の経費の欄の1に掲げる事業に係る単年度交付限度額

B：計画に位置付けられた別表2の経費の欄の2に掲げる事業に係る単年度交付限度額算定のための事業費

α ：別表2の経費の欄の2に掲げる交付率の欄に定める交付率

2～5 (略)

(申請手続)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金の交付を受けようとする者は、別表4の交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に交付申請書を提出しなければならない。

2 (略)

第6 (略)

(交付の対象及び交付率)

第3 交付対象事業は、以下に掲げるとおりとし、交付対象事業に係る経費及びその交付率は、別表2の経費の欄及び交付率の欄に掲げるところによるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 未来型産地形成推進条件整備型

(4)～(7) (略)

(流用の禁止)

第4 別表4の事業名に掲げる1と2の事業の相互間における経費の流用をしてはならない。

(単年度交付限度額)

第5 年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を超えない範囲において定めるものとする。

$$\text{単年度交付限度額} = A + B \times \alpha$$

A：実施要綱第16に定める農地耕作条件改善計画（以下「計画」という。）に位置付けられた別表2の経費の欄の1に掲げる事業に係る単年度交付限度額

B：計画に位置付けられた別表2の経費の欄の2に掲げる事業に係る単年度交付限度額算定のための事業費

α ：別表2の経費の欄の2に掲げる交付率の欄に定める交付率

2～5 (略)

(申請手続)

第6 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、交付金等の交付を受けようとする者は、別表4の交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に交付申請書を提出しなければならない。

2 (略)

第7 (略)

(交付決定の通知)

第7 交付決定者は、**第5第1項**の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、**交付金**を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付対象事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 **第5第1項**の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(交付申請の取下げ)

第8 交付対象事業者は、**第5第1項**の規定による交付申請を取り下げようとするときは、**第7第1項**の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

第9 (略)

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 交付対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、**第11**に規定する軽微な変更は除き、**交付金額**の増額を伴う変更は含む。
- (2) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、**第11**に規定する軽微な変更を除く。

(3) (略)

2・3 (略)

(軽微な変更)

第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 計画相互間の経費の額の流用
- (2) 交付対象事業者の名称の変更
- (3) 第3の(1)から(2)への事業の変更
(削る。)

(交付決定の通知)

第8 交付決定者は、**第6第1項**の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、**交付金等**を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、交付対象事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 **第6第1項**の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(交付申請の取下げ)

第9 交付対象事業者は、**第6第1項**の規定による交付申請を取り下げようとするときは、**第8第1項**の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を交付決定者に提出しなければならない。

第10 (略)

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第11 交付対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、**第12**に規定する軽微な変更は除き、**補助金額**の増額を伴う変更は含む。
- (2) 交付対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、**第12**に規定する軽微な変更を除く。

(3) (略)

2・3 (略)

(軽微な変更)

第12 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 計画相互間の経費の額の流用
- (2) 交付対象事業者の名称の変更
- (3) 第3の(1)から(2)への事業の変更
- (4) **第3の(3)における交付対象事業者に係る事業費の20%を超える増又**

(削る。)

第12 (略)

(概算払の請求)

第13 交付対象事業者は、交付金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第5号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 (略)

(状況報告)

第14 交付対象事業者は、交付金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号により概算払請求書を提出した場合には、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象事業者が交付対象事業について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を地方農政局（北海道にあっては農林水産省農村振興局、沖縄県にあっては沖縄総合事務局）に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。

3 第1項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付対象事業者に対して当該交付事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき（第10第

は国庫補助金等の増

(5) 第3の(3)における交付対象事業者に係る事業費又は国庫補助金等の20%を超える減

第13 (略)

(概算払の請求)

第14 交付対象事業者は、交付金等の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第5号の概算払請求書を交付決定者及び官署支出官（農林水産省にあっては大臣官房予算課経理調査官、北陸・東海・近畿・中国四国農政局にあっては総務管理官、東北・関東・九州農政局及び内閣府沖縄総合事務局にあっては総務部長をいう。）に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降に、協議が調った範囲で行うものとする。

2 (略)

(状況報告)

第15 交付対象事業者は、交付金等の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第6号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第5号により概算払請求書を提出した場合には、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

(新設)

2 前項による報告のほか、交付決定者は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付対象事業者に対して当該交付事業の遂行状況報告を求めることができる。

(実績報告)

第16 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、交付対象事業者は、交付対象事業が完了したとき（第11第

1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2 (略)

3 第5第2項のただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第5第2項のただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第16第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第16 交付決定者は、第15第1項の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付対象事業者に通知するものとする。

2 交付決定者は、交付対象事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体において当該交付金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

1 項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。)は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日(地方公共団体に対し交付金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日)までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2 (略)

3 第6第2項のただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出するに当たって、当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを交付金額から減額して報告しなければならない。

4 第6第2項のただし書の規定により交付の申請をした交付対象事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該交付金等に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第17第1項の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(交付金等の額の確定等)

第17 交付決定者は、第16第1項の規定による実績報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金等の額を確定し、交付対象事業者に通知するものとする。

2 交付決定者は、交付対象事業者に交付すべき交付金等の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金等が交付されているときは、その超える部分の交付金等の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日(地方公共団体において当該交付金等の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日)以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第17 交付対象事業者は、**第16第1項**の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金に係る事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金に係る事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を**第15第1項**に準じて提出するものとする。

- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、**第16第1項**に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 **第16第2項及び第3項**の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第18 交付決定者は、**第10第1項第3号**の規定による交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、**第7第1項**の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) (略)

(2) 交付対象事業者が、**交付金**を交付対象事業以外の用途に使用した場合

(3)～(6) (略)

- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する**交付金**が交付されているときは、期限を付して当該**交付金**の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る**交付金**の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による**交付金**の返還及び前項の加算金の納付については、**第16第3項**の規定(括弧書を除く。)を準用する。

(財産の管理等)

第19 交付対象事業者は、交付対象経費(交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、**交付金**交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 (略)

(額の再確定)

第18 交付対象事業者は、**第17第1項**の規定による額の確定通知を受けた後において、交付金に係る事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の交付金に代わる収入があったこと等により交付金に係る事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を**第16第1項**に準じて提出するものとする。

- 2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、**第17第1項**に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 **第17第2項及び第3項**の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第19 交付決定者は、**第11第1項第3号**の規定による交付対象事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、**第8第1項**の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

(1) (略)

(2) 交付対象事業者が、**交付金等**を交付対象事業以外の用途に使用した場合

(3)～(6) (略)

- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する**交付金等**が交付されているときは、期限を付して当該**交付金等**の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る**交付金等**の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定による**交付金等**の返還及び前項の加算金の納付については、**第17第3項**の規定(括弧書を除く。)を準用する。

(財産の管理等)

第20 交付対象事業者は、交付対象経費(交付事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、交付対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、**交付金等**交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 (略)

(財産の処分の制限)

第20 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が**第5第1項**の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、**第7第1項**の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

(1)・(2) (略)

5 (略)

第21 (略)

(**交付金**の経理)

第22 交付対象事業者は、交付対象事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付対象事業の収入及び支出を記載し、**交付金**の用途を明らかにしておかなければならない。

2・3 (略)

4 前3項及び**第23**に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なのは、電磁的記録によることができる。

(**交付金**調査)

第23 交付対象事業者(地方公共団体の交付対象事業者に限る。)は、当該交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による**交付金**調査を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第24 交付対象事業者は、**第5第1項**の規定による交付の申請、**第8**の規定による申請の取下げ、**第10第1項**の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、**第13**の規定による概算払の請求、**第14**の規定による状況報告、**第15第1項**による実績報告、**第15第2項**による年度終了実績報告、**第**

(財産の処分の制限)

第21 (略)

2・3 (略)

4 前項の規定にかかわらず、交付事業を行うに当たって、交付対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容(金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項)が**第6第1項**の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、**第8第1項**の規定による交付決定通知をもって、次の条件により交付決定者の承認を受けたものとみなす。

(1)・(2) (略)

5 (略)

第22 (略)

(**交付金等**の経理)

第23 交付対象事業者は、交付対象事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して交付対象事業の収入及び支出を記載し、**交付金等**の用途を明らかにしておかなければならない。

2・3 (略)

4 前3項及び**第24**に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なのは、電磁的記録によることができる。

(**交付金等**調査)

第24 交付対象事業者(地方公共団体の交付対象事業者に限る。)は、当該交付対象事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第11号による**交付金等**調査を作成しておかなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第25 交付対象事業者は、**第6第1項**の規定による交付の申請、**第9**の規定による申請の取下げ、**第11第1項**の規定による計画変更、中止又は廃止の申請、**第14**の規定による概算払の請求、**第15**の規定による状況報告、**第16第1項**による実績報告、**第16第2項**による年度終了実績報告、**第**

15 第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。

ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2～4 （略）

（間接交付金交付等の際付すべき条件）

第25 交付対象事業者（都道府県及び市町村に限る。以下同じ。）は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第9から第12まで、第14、第15、第17から第19まで、第21及び第22（間接交付対象事業者が市町村の場合は、本要綱第10から第12まで、第14、第15、第17から第19まで及び第21から第23まで）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(1)～(3) （略）

2～6 （略）

16 第4項による消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告（以下「交付申請等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「システム」という。）を使用する方法により行うことができる。

ただし、システムを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書面について、当該書面等の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。

2～4 （略）

（間接交付金交付等の際付すべき条件）

第26 交付対象事業者（都道府県及び市町村に限る。以下同じ。）は、間接交付対象事業者に交付金を交付するときは、本要綱第10から第13まで、第15、第16、第18から第20まで、第22及び第23（間接交付対象事業者が市町村の場合は、本要綱第11から第13まで、第15、第16、第18から第20まで及び第22から第24まで）の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(1)～(3) （略）

2～6 （略）

附 則

- この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- この通知による改正前の本要綱別表1の2の(1)に規定する交付対象事業者の条件については、令和7年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

別表 1 (第 1 関係)

交 付 対 象 事 業 者	
1	(略)
2	<p>農業法人（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、認定農業者又は事業完了年度までに認定農業者となることが確実と見込まれる団体に限る。）及び多面実施要綱別紙 6 に規定する活動組織のうち、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす者</p> <p>(1) 実施要綱第 2 の 1 に規定する事業（以下「ハード事業」という。）の実施区域がある市町村において、<u>地域計画のうち目標地図（基盤法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織）、市町村の基本構想（基盤法第 6 条第 1 項に定める基本構想）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。）であること又は位置付けられた者となることが確実と見込まれること</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(削る。)</p>

別表 2 (第 3 関係)

経 費	交 付 率
実施要綱第 2 の規定に基づいて行う以下の事業に要する経費	

別表 1 (第 1 関係)

交 付 対 象 事 業 者	
1	(略)
2	<p>農業法人（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、認定農業者又は事業完了年度までに認定農業者となることが確実と見込まれる団体に限る。）及び多面実施要綱別紙 6 に規定する活動組織のうち、以下の(1)又は(2)のいずれかの条件を満たす者</p> <p>(1) 実施要綱別表の区分の欄の 1 の事業種類の欄の (1) から (10) ま でに掲げるもの及び同別表の区分の欄の 2 の事業種類の欄の (1) か ら (8) までに掲げるもの（以下「ハード事業」という。）の実施区域がある市町村において、<u>人・農地プランの中心経営体に位置付けら れていること又は位置付けられることが確実と見込まれること</u></p> <p>(2) (略)</p> <p><u>3 第 3 の(3)の事業については民間団体、茶生産者団体又は協議会（農村 振興局長及び農産局長が別に定める者）</u></p>

別表 2 (第 3 関係)

経 費	交 付 率
農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知。 <u>以下「実施要綱」という。）第 2 の規定に基づいて行う以下の事業に要する経費</u>	

1 実施要綱別表の区分の欄の1の事業並びに同別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(20)及び(22)の事業	(略)
2 実施要綱別表の区分の欄の2の事業(1の事業を除く。) (1)～(8) (略)	(略)

別表3 (第3関係) (略)

別表4 (第5第1項関係)

(削る。)	交付対象事業者の区分	交付決定者
(削る。)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)

別記様式第1号 (第5関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金交付申請書

番 号
年月日

交付決定者殿
(別表4に定める交付決定者名を記入)

住 所
団 体 名

1 実施要綱別表の区分の欄の1の事業	(略)
2 実施要綱別表の区分の欄の2の事業 (1)～(8) (略)	(略)

別表3 (第3関係) (略)

別表4 (第4及び第6第1項関係)

事業名	交付対象事業者の区分	交付決定者
<u>1 農地耕作条件改善事業交付金</u> (1) 地域内農地集積型 (2) 高収益作物転換型 (3) スマート農業導入推進型 (4) 病害虫対策型 (5) 水田貯留機能向上型 (6) 土地利用調整型	(略)	(略)
<u>2 農地耕作条件改善事業費</u> <u>未来型産地形成推進条件整備型</u>	左欄の事業を実施する交付対象事業者	農林水産大臣

別記様式第1号 (第6関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等交付申請書

番 号
年月日

交付決定者殿
(別表4に定める交付決定者名を記入)

住 所
団 体 名

代表者氏名 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第5の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 (略)
- 2 事業の内容及び計画

区 分	事業実施 期 間	事業内容	備考
〇〇地区 地域内農地集積型 、 高収益作物転換型 、 スマート農業導入推進型 、 病虫害対策型 、 水田貯留機能向上型 又は 土地利用調整型	(略)	(略)	(略)
△△地区 地域内農地集積型 、 高収益作物転換型 、	(略)	(略)	(略)

代表者氏名 氏 名

〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第6の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 (略)
- 2 事業の内容及び計画

区 分	事業実施 期 間	事業内容	備考
〇〇地区 地域内農地集積型 、 高収益作物転換型 、 <u>未来型産地形成推進条件整備型</u> 、 スマート農業導入推進型 、 病虫害対策型 、 水田貯留機能向上型 又は 土地利用調整型	(略)	(略)	(略)
△△地区 地域内農地集積型 、 高収益作物転換型 、 <u>未来型産地形成推進条件整備型</u> 、	(略)	(略)	(略)

スマート農業導入推進型 、 病害虫対策型 、 水田貯留機能向上型 又は 土地利用調整型			
---	--	--	--

- 3 経費の配分及び負担区分（別紙1のとおり）
- 4 （略）
- 5 収支予算
 (1) 収入の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
<u>国庫交付金</u> 都道府県費 市町村費 その他	円	円	円	円	
合 計					

- (2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	

スマート農業導入推進型 、 病害虫対策型 、 水田貯留機能向上型 又は 土地利用調整型			
---	--	--	--

- 3 経費の配分及び負担区分（別紙1のとおり。ただし、未来型産地形成推進条件整備型については別紙2のとおり）
- 4 （略）
- 5 収支予算
 (1) 収入の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	
<u>国庫交付金等</u> 都道府県費 市町村費 その他	円	円	円	円	
合 計					

- (2) 支出の部

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比較増減		備考
			増	減	

<p>A 地域内農地集積型</p> <p>B 高収益作物転換型</p> <p>C スマート農業導入推進型</p> <p>D 病害虫対策型</p> <p>E 水田貯留機能向上型 又は</p> <p>F 土地利用調整型</p> <p>1 定額助成 (1)～(8-カ) (略) (9-ア) <u>更新整備</u> (用水路) (9-イ) <u>更新整備</u> (排水路) (9-ウ) <u>更新整備</u> (農作業道) (9-エ) <u>更新整備</u> (畦畔) (9-オ) <u>更新整備</u> (排水口) (9-カ) <u>更新整備</u> (特認事業) <u>(10-ア) 畑作転換工 (額縁排水溝)</u> <u>(10-イ) 畑作転換工 (酸度矯正)</u> <u>(11)～(14)</u> (略) <u>(15-ア)～(15-ウ)</u> (略) <u>(16)</u> (略)</p> <p>2 定率助成 (1)～(4) (略) (5) <u>農作業道等</u> (6)～(15) (略) <u>(16) 高付加価値農業施設支援</u></p>	円	円	円	円		<p>A 地域内農地集積型</p> <p>B 高収益作物転換型</p> <p>C <u>未来型産地形成推進条件整備型</u></p> <p>D スマート農業導入推進型</p> <p>E 病害虫対策型</p> <p>F 水田貯留機能向上型 又は</p> <p>G 土地利用調整型</p> <p>1 定額助成 (1)～(8-カ) (略) (9-ア) <u>更新</u> (用水路) (9-イ) <u>更新</u> (排水路) (9-ウ) <u>更新</u> (農作業道) (9-エ) <u>更新</u> (畦畔) (9-オ) <u>更新</u> (排水口) (9-カ) <u>更新</u> (特認事業) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(10)～(13)</u> (略) <u>(14-ア)～(14-ウ)</u> (略) <u>(15)</u> (略)</p> <p>2 定率助成 (1)～(4) (略) (5) <u>農作業道</u> (6)～(15) (略) (新設)</p>	円	円	円	円
---	---	---	---	---	--	---	---	---	---	---

(17)～(19) (略)					
(20) 農地整備・集約推進費					
(21) 高収益作物導入促進費					
(22) 高収益作物導入推進費					
合 計					

6 添付資料
 (1) 都道府県又は市町村の交付金交付規定又は要綱（間接交付を行う場合に限る。）
 (2)～(4) (略)
 (注) (略)

別紙1 地区別経費の配分及び負担区分（〇年度交付申請分） (略)

1～3 (略)
 4 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なおお付番は以下のとおり。
 ○定額助成
 1：田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）、2：田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）、3：畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）、4：畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）、5：暗渠排水、6：湧水処理、7：末端畑地かんがい施設、8：土層改良のうち反転耕、9：土層改良のうち混層耕、10：土層改良のうち堆肥施用、11：土層改良のうち明渠排水、12：土層改良のうち客土、13：土層改良のうち除礫、14：更新整備のうち用水路、15：更新整備のうち排水路、16：更新整備のうち農作業道、17：更新整備のうち畦畔、18：更新整備のうち排水口、19：更新整備のうち特認事業、20：畑作転換工のうち額縁排水溝、21：畑作転換工のうち酸度矯正、22：条件改善推進費、23：高収益作物転換推進費、24：新植・改植支援、25：幼木管理支援、26：経営継続発展支援のうち大苗の育成支援、27：経営継続発展支援のうち代替農地での営農支援、28：経営継続発展支援のうち省力技術研修支援、29：園芸作物モデル産地形成支援
 ○定率助成
30：農業用排水施設、31：暗渠排水、32：土層改良、33：区画整理、

(16)～(18) (略)					
(新設)					
(新設)					
(新設)					
合 計					

6 添付資料
 (1) 都道府県又は市町村の交付金等交付規定又は要綱（間接交付を行う場合に限る。）
 (2)～(4) (略)
 (注) (略)

別紙1 地区別経費の配分及び負担区分（〇年度交付申請分） (略)

1～3 (略)
 4 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なおお付番は以下のとおり。
 ○定額助成
 1：田の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）、2：田の区画拡大（水路の変更を伴うもの）、3：畑の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）、4：畑の区画拡大（水路の変更を伴うもの）、5：暗渠排水、6：湧水処理、7：末端畑地かんがい施設、8：土層改良のうち反転耕、9：土層改良のうち混層耕、10：土層改良のうち堆肥施用、11：土層改良のうち明渠排水、12：土層改良のうち客土、13：土層改良のうち除礫、14：更新のうち用水路、15：更新のうち排水路、16：更新のうち農作業道、17：更新のうち畦畔、18：更新のうち排水口、19：更新のうち特認事業、20：条件改善推進費、21：高収益作物転換推進費
 ○定率助成
22：農業用排水施設、23：暗渠排水、24：土層改良、25：区画整理、

34：農作業道等、35：農地造成、36：農用地の保全、37：営農環境整備支援、38：スマート農業導入支援、39：小規模基盤整備のうち盛土、40：小規模基盤整備のうち園内道、41：小規模基盤整備（その他）、42：粗放的農地利用整備、43：管理省力化支援、44：品質向上支援、45：条件改善促進支援、46：高収益作物導入支援、47：高付加価値農業施設支援、48：機械作業体系導入支援、49：労働生産性向上技術導入支援、50：指導、51：農地整備・集約推進費、52：高収益作物導入促進費、53：高収益作物導入推進費

5～16 (略)

(削る。)

別記様式第2号 (第9関係) (略)

別記様式第3号 (第10関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金変更等承認申請書

番 号
年月日

交付決定者殿

(別表4に定める交付決定者名を記入)

住 所

26：農作業道、27：農地造成、28：農用地の保全、29：営農環境整備支援、30：スマート農業導入支援、31：粗放的農地利用整備、32：管理省力化支援、33：品質向上支援、34：条件改善促進支援、35：高収益作物導入支援、36：指導

5～16 (略)

別紙2 経費の配分及び負担区分

区 分	交付率	事業に要 する経費 (A+B)	負担区分		備考
			交付金等 (A)	その他 (B)	
未来型産地形成推進 条件整備型		円	円	円	
計					

(注) 備考欄には、消費税仕入向上税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

別記様式第2号 (第10関係) (略)

別記様式第3号 (第11関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金変更等承認申請書

番 号
年月日

交付決定者殿

(別表4に定める交付決定者名を記入)

住 所

団 体 名

代表者氏名 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）し【交付金〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受け】たいので、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第10の規定に基づき申請する。

記

(注) (略)

(注) 記の記載の要領は、別記様式第1号の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式の「1 事業の目的」を「1 変更の理由（中止の場合は「1 中止の理由」、廃止の場合は「1 廃止の理由）」と置き換え、交付金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。（交付申請時以降変更のない場合は省略できる。）

(注) (略)

別記様式第4号（第12関係）

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金遅延届出書

番 号
年月日

交付決定者殿

（別表4に定める交付決定者名を記入）

代表者氏名 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、農地耕作条件改善事業交付要綱第12の規定に基づき届け出ます。

団 体 名

代表者氏名 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更（中止又は廃止）し【交付金等〇〇〇円の追加交付（減額承認）を受け】たいので、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第11の規定に基づき申請する。

記

(注) (略)

(注) 記の記載の要領は、別記様式第1号の様式に準ずるものとする。この場合において、同様式の「1 事業の目的」を「1 変更の理由（中止の場合は「1 中止の理由」、廃止の場合は「1 廃止の理由）」と置き換え、交付金等の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後（中止の場合は中止後、廃止の場合は廃止後）の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前（中止又は廃止前）を括弧書で上段に記載すること。

なお、添付書類については、交付申請書に添付したものうち、変更があったものに限り添付すること。（交付申請時以降変更のない場合は省略できる。）

(注) (略)

別記様式第4号（第13関係）

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等遅延届出書

番 号
年月日

交付決定者殿

（別表4に定める交付決定者名を記入）

代表者氏名 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、農地耕作条件改善事業交付要綱第13の規定に基づき届け出ます。

記

1・2 (略)
(注1)・(注2) (略)

別記様式第5号 (第13 関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金概算払請求書

番 号
年月日

交付決定者殿

(別表4に定める交付決定者名を記入)

官署支出官〇〇 殿

(第14条第1項に定める官署支出官名を記入)

住 所
団 体 名
代表者氏名 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、【農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第14の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。】

【また、併せて】同要綱第13の規定により、金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	本年度 事業費	国庫 交付金 (A)	既受領 額 (B)	事業の遂行 状況		今回請求額 (C)		残額 (A-B-C)
				〇年〇月〇 日までに完 了したもの		金額	〇月〇 日迄予 定出来 高	
				事業 費	出来 高比 率			
	円	円	円	円	%	円	%	

記

1・2 (略)
(注1)・(注2) (略)

別記様式第5号 (第14 関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等概算払請求書

番 号
年月日

交付決定者殿

(別表4に定める交付決定者名を記入)

官署支出官〇〇 殿

(第14条第1項に定める官署支出官名を記入)

住 所
団 体 名
代表者氏名 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、【農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第15の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。】

【また、併せて】同要綱第14の規定により、金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

区分	本年度 事業費	国庫 交付金 等 (A)	既受領 額 (B)	事業の遂行 状況		今回請求額 (C)		残額 (A-B-C)
				〇年〇月〇 日までに完 了したもの		金額	〇月〇 日迄予 定出来 高	
				事業 費	出来 高比 率			
	円	円	円	円	%	円	%	

合計									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 1 遂行状況報告を兼ねていない場合は、本文の【 】の部分を除き、「同要綱」とあるのは「農地耕作条件改善事業交付金交付要綱」とすること。
2・3 (略)

別記様式第6号 (第14関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金事業遂行状況報告書

番 号
年月日

交付決定者殿
(別表4に定める交付決定者名を記入)

住 所
団 体 名
代表者氏名 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第14の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	本年度 事業費	国庫 交付金	事業の遂行状況				備考
			〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
			事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円	円	円	%	円	〇月〇日	

合計									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(注) 1 遂行状況報告を兼ねていない場合は、本文の【 】の部分を除くこと。
2・3 (略)

別記様式第6号 (第15関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等事業遂行状況報告書

番 号
年月日

交付決定者殿
(別表4に定める交付決定者名を記入)

住 所
団 体 名
代表者氏名 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第15の規定により、その事業遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区分	本年度 事業費	国庫 交付金 等	事業の遂行状況				備考
			〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
			事業費	出来高 比率	事業費	事業完了 予定年月 日	
	円	円	円	%	円	〇月〇日	

合計							
----	--	--	--	--	--	--	--

(注) (略)

別記様式第7号 (第15第1項関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金実績報告書

番 号
年月日

交付決定者殿

(別表4に定める交付決定者名を記入)

住 所
団 体 名
代表者氏名 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第15第1項の規定により、その実績を報告する。

【また、併せて精算額として交付金〇〇〇円の交付を請求する。】

記

(注) 1 (略)

2 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式の記の「2 事業の内容及び計画」を「2 事業の内容及び実績」と、「3 経費の配分及び負担区分 (別紙1のとおり)」を「3 経費の配分及び負担区分 (別紙2のとおり)」と、「4 事業完了予定年月日」を「4 事業完了年月日」と、「5 収支予算」を「5 収支精算」と、「(1)収入の部」及び「(2)支出の部」の「本年度予算額」及び「前年度予算額」をそれぞれ「本年度精算額」及び「本年度予算額」と置き換えるものとする。

また、間接交付金の交付をしている場合にあつては、同様式の記の「5 (2)支出の」の備考欄に間接交付金の交付を完了した年月日を記載

合計							
----	--	--	--	--	--	--	--

(注) (略)

別記様式第7号 (第16第1項関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等実績報告書

番 号
年月日

交付決定者殿

(別表4に定める交付決定者名を記入)

団 体 名
代表者氏名 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金等の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第16第1項の規定により、その実績を報告する。

【また、併せて精算額として交付金等〇〇〇円の交付を請求する。】

記

(注) 1 (略)

2 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。この場合において、同様式の記の「2 事業の内容及び計画」を「2 事業の内容及び実績」と、「3 経費の配分及び負担区分 (別紙1のとおり。ただし、未来型産地形成推進条件整備型については別紙2のとおり)」を「3 経費の配分及び負担区分 (別紙3のとおり。ただし、未来型産地形成推進条件整備型については別紙4のとおり)」と、「4 事業完了予定年月日」を「4 事業完了年月日」と、「5 収支予算」を「5 収支精算」と、「(1)収入の部」及び「(2)支出の部」の「本年度予算額」及び「前年度予算額」をそれぞれ「本年度精算額」及び「本年度予算額」と置き換えるものとする。

(複数の間接交付先がある場合は、交付先別に記載) するものとする。

3 添付資料については、支払経費ごとに内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は別記様式第 11 号の交付金調書の写し及び契約書の写し(ただし、間接交付事業に係るものについては、契約書の写しの添付は要しない)等を添付し、経費以外のものは、交付金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。

4 (略)

別紙 2 地区別経費の配分及び負担区分 (○年度交付申請分) (略)

1～3 (略)

4 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なお付番は以下のとおり。

○定額助成

1: 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)、2: 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)、3: 畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)、4: 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)、5: 暗渠排水、6: 湧水処理、7: 末端畑地かんがい施設、8: 土層改良のうち反転耕、9: 土層改良のうち混層耕、10: 土層改良のうち堆肥施用、11: 土層改良のうち明渠排水、12: 土層改良のうち客土、13: 土層改良のうち除礫、14: 更新整備のうち用水路、15: 更新整備のうち排水路、16: 更新整備のうち農作業道、17: 更新整備のうち畦畔、18: 更新整備のうち排水口、19: 更新整備のうち特認事業、20: 畑作転換工のうち額縁排水溝、21: 畑作転換工のうち酸度矯正、22: 条件改善推進費、23: 高収益作物転換推進費、24: 新植・改植支援、25: 幼木管理支援、26: 経営継続発展支援のうち大苗の育成支援、27: 経営継続発展支援のうち代替農地での営農支援、28: 経営継続発展支援のうち省力技術研修支援、29: 園芸作物モデル産地形成支援

○定率助成

30: 農業用排水施設、31: 暗渠排水、32: 土層改良、33: 区画整理、34: 農作業道等、35: 農地造成、36: 農用地の保全、37: 営農環境整備支援、38: スマート農業導入支援、39: 小規模基盤整備のうち盛土、

また、間接交付金等の交付をしている場合にあつては、同様式の記の「5(2)支出の」備考欄に間接交付金等の交付を完了した年月日を記載(複数の間接交付先がある場合は、交付先別に記載)するものとする。

3 添付資料については、支払経費ごとに内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は別記様式第 11 号の交付金等調書の写し及び契約書の写し(ただし、間接交付事業に係るものについては、契約書の写しの添付は要しない)等を添付し、経費以外のものは、交付金等交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。

4 (略)

別紙 3 地区別経費の配分及び負担区分 (○年度交付申請分) (略)

1～3 (略)

4 「事業番号」欄には、実施要綱別表の事業種類ごとに番号を記載する。なお付番は以下のとおり。

○定額助成

1: 田の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)、2: 田の区画拡大(水路の変更を伴うもの)、3: 畑の区画拡大(水路の変更を伴わないもの)、4: 畑の区画拡大(水路の変更を伴うもの)、5: 暗渠排水、6: 湧水処理、7: 末端畑地かんがい施設、8: 土層改良のうち反転耕、9: 土層改良のうち混層耕、10: 土層改良のうち堆肥施用、11: 土層改良のうち明渠排水、12: 土層改良のうち客土、13: 土層改良のうち除礫、14: 更新のうち用水路、15: 更新のうち排水路、16: 更新のうち農作業道、17: 更新のうち畦畔、18: 更新のうち排水口、19: 更新のうち特認事業、20: 条件改善推進費、21: 高収益作物転換推進費

○定率助成

22: 農業用排水施設、23: 暗渠排水、24: 土層改良、25: 区画整理、26: 農作業道、27: 農地造成、28: 農用地の保全、29: 営農環境整備支援、30: スマート農業導入支援、31: 粗放的農地利用整備、32: 管理省

40：小規模基盤整備のうち園内道、41：小規模基盤整備（その他）、
 42：粗放的農地利用整備、43：管理省力化支援、44：品質向上支援、
 45：条件改善促進支援、46：高収益作物導入支援、47：高付加価値農業
 施設支援、48：機械作業体系導入支援、49：労働生産性向上技術導入支
 援、50：指導、51：農地整備・集約推進費、52：高収益作物導入促進
 費、53：高収益作物導入推進費

5～17 (略)

(削る。)

別記様式第8号 (第15第2項関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金年度終了実績報告書

番 号
年月日

交付決定者殿

(別表4に定める交付決定者名を記入)

代表者氏名 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事
 業について、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第15第2項の規定によ
 り、その遂行状況を下記のとおり報告する。

力化支援、33：品質向上支援、34：条件改善促進支援、35：高収益作物
 導入支援、36：指導

5～17 (略)

別紙4 経費の配分及び負担区分

区 分	交付率	事業に要 する経費 (A+B)	負担区分		備考
			交付金等 (A)	その他 (B)	
未来型産地形成推進 条件整備型		円	円	円	
計					

(注) 備考欄には、消費税仕入向上税額を減額した場合は「減額した金額〇〇
 〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない
 場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

別記様式第8号 (第16第2項関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金年度終了実績報告書

番 号
年月日

交付決定者殿

(別表4に定める交付決定者名を記入)

代表者氏名 氏 名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付金の交付決定通知のあった事
 業について、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第16第2項の規定によ
 り、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了 予定 年月 日
	交付事業に要する経費(A)	国庫交付金	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 地域内農地集積型 高収益作物転換型 (削る。)	円	円	円	円	円	円	
スマート農業導入推進型 病害虫対策型 水田貯留機能向上型 土地利用調整型							
年度内完了分 地域内農地集積型 高収益作物転換型 (削る。)							
スマート農業導入推進型 病害虫対策型 水田貯留機能向上型 土地利用調整型							

1～3 (略)

別記様式第9号 (第15第4項関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金の消費税仕入控除税額報告書

記

交付事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実績		完了 予定 年月 日
	交付事業に要する経費(A)	国庫補助金	(A)のうち年度内支出済額	概算払受入済額	(A)のうち未支出額	翌年度繰越額	
翌年度繰越分 地域内農地集積型 高収益作物転換型 <u>未来型産地形成推進 条件整備型</u>	円	円	円	円	円	円	
スマート農業導入推進型 病害虫対策型 水田貯留機能向上型 土地利用調整型							
年度内完了分 地域内農地集積型 高収益作物転換型 <u>未来型産地形成推進 条件整備型</u>							
スマート農業導入推進型 病害虫対策型 水田貯留機能向上型 土地利用調整型							

1～3 (略)

別記様式第9号 (第16第4項関係)

〇〇年度農地耕作条件改善事業交付金等の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年月日

交付決定者殿
(別表 4 に定める交付決定者名を記入)

住 所
団 体 名
代表者氏名 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知があった事業について、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第 15 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第 15 条の 交付金 の額の確定額 金 円
(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)

2 交付金 の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

3 (略)

4 交付金返還相当額 (3-2) 金 円

(注) 1 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し (税務署 受付済のもの)
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・交付対象事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2・3 (略)

番 号
年月日

交付決定者殿
(別表 4 に定める交付決定者名を記入)

住 所
団 体 名
代表者氏名 氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知があった事業について、農地耕作条件改善事業交付金交付要綱第 16 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 適正化法第 15 条の 交付金等 の額の確定額 金 円
(〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)

2 交付金等 の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円

3 (略)

4 交付金等返還相当額 (3-2) 金 円

(注) 1 記載内容確認のため、以下の資料を添付すること。なお、交付対象事業者が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し (税務署 の收受印等のあるもの)
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
- ・3 の金額の積算の内訳 (人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・交付対象事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

2・3 (略)

(注) 1・2 (略)

3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。

4 (略)

別記様式第 11 号 (第 23 関係)

〇〇年度
農林水産省所管

農地耕作条件改善事業交付金調書

交付対象事業名	交付決定の額	交付率	歳入			歳入			翌年度繰越額	交付金等返還額	備考
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	収入済額			
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	
〇〇費											
〇〇費											
その他											

記載要領

1～4 (略)

5 交付対象事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付対象事業に係る交付金についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。

(注) 1・2 (略)

3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は交付金等返還額を記入すること。

4 (略)

別記様式第 11 号 (第 24 関係)

〇〇年度
農林水産省所管

農地耕作条件改善事業交付金等調書

交付対象事業名	交付決定の額	交付率	歳入			歳入			翌年度繰越額	交付金等返還額	備考
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	収入済額			
〇〇事業	円			円	円		円	円	円	円	
〇〇費											
〇〇費											
その他											

記載要領

1～4 (略)

5 交付対象事業に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該交付対象事業に係る交付金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。

この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫交付金額を内書（ ）すること。